

時間外労働に関する協定届
休日労働

事業の種類	事業の名称			事業の所在地（電話番号）			
・・・服の製造・卸	株式会社・・・・・・・			東京都・・・・・・・・・・・・・			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定 労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
						1ヶ月(毎月1日) 1年(1月1日)	
①下記②に該当しない労働者						但し、決算、臨時の受注制作等、特別事情のあるときは1ヶ月60時間まで、1年間630時間まで延長できる。	
						この場合、延長時間を更に延長する回数は6回までとする。	
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	営業	営業	2人	1日 8時間	4時間	45時間 360時間	平成20年6月1日から
	受発注業務	生産・貿易	3人	同上	同上	同上	1年間
	品質管理業務	検品	3人				
	設計業務	設計	3人				
	企画・仕入業務	企画・仕入	2人				
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
品質管理業務		検品	3人	土曜・日曜・祝日	1ヶ月に 2日 9時30分 から 18時30分		平成20年6月1日から
設計業務		設計	3人	同上			1年間

協定の成立年月日 20 年 月 日

職名 一般職

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏名 印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（社員の互選による選出）

年 月 日

職名 代表取締役

使用者

氏名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1口についての限度となる時間を記入すること。
 - 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。